

即時抗告状

基本事件:広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件

令和4年(ワ)第100号

(送達場所)

令和5年(ワ)第101号

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309

抗告人(原告) 高野 邦夫

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

相手方(被告) 国 代表者法務大臣 齋藤 健(さいとう けん)

◎付 属 書 類=なし

予納郵券	金 5,200 円
------	-----------

令和5年3月23日

広島高等裁判所 御中

記

第一. 抗告の趣旨

- 1.令和5年3月20日、第4回口頭弁論期日において加藤弾裁判官は、抗告人が提出した二件の文書提出命令申立書を口頭で却下して早々に結審してしまった。
- 2.この却下決定は全部不服であるから民事訴訟法第223条7項の規定により即時抗告する。
- 3.原決定を破棄し、「二件の文書提出命令申立書の却下決定を取り消す」との裁判を求める。

★民事訴訟法第223条(文書提出命令等)

裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

7 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

・第三三二条(即時抗告期間)

即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

- 4.抗告の理由については、追って(即時)抗告理由書を提出する。

この 高野 邦夫 にお

抗告人(原告) 高野 邦夫

